

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

266 号

2025 年 10 月 20 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会



衆参厚生労働委員長訪問 (R7.9.29)

代表理事 清水一雄



21,248 筆の思いを込めた署名請願が採択なるように衆参厚生労働委員長に面談し、請願提出資料を添えて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 1 条により、医業であることを話しました。この法律に限って医師と同等であり、身体の抵抗力を高めて身体を良くしていくので、病人を減らす効果があり医療費低減に繋がる。はり・きゆう及びあん摩マッサージ指圧において医師の同意なしで健康保険適用を訴えました。

厚生労働委員長は健康保険において、何でもあはきに健康保険をとということには抵抗を感じておられるようだが、まとめる立場であるので衆議院藤丸委員長からはそうなってほしいが、委員皆の賛同を得るのにどうすればいいかを知りたい。参議院本田顕子厚生労働委員長関野秘書からは委員長共に薬剤師でもあり、医療にはだかる大きな壁を感じておられるようで、その問題においてはお互い共通課題でもあり、医師の独占ではなく限定医行為者としての道を開くようになることを期待したい。

同意書廃止運動で国会議員との会談についての感想

副代表理事 清水鏡晴

9 月 29 日に議員会館に訪問して衆議院議員 厚生労働委員長 藤丸 敏議員 参議院議員の本田 顕子氏の政策担当秘書 関野 秀人氏に面会をして来ました。

思い起こせば 25 年前に神奈川協同組合設立以来この同意書廃止を訴えていました。この件で国会議員と面談するなんて当時は夢物語でした。仲立ちをしてくれた海江田万里議員には本当に感謝しかありません。



さて長年の悲願であった鍼灸マッサージの同意書廃止に少し近づいた様に思えます。相撲でいえばやっと土俵に上がった、これからが本当の勝負だと思います。藤丸議員 関野担当秘書に共通して言われた事は、厚生労働省の役人はかなり手ごわいから簡単にはいかない、何か説得するだけの資料というか材料が必要だそうです。我々も政治家に会ったら直ぐに解決とは思ってはいないですが、今までは担当の議員に会う事も叶わない状態でした。まだまだ道は険しいですが、会の設立メンバーも高齢になっており、少しでも解決できるように頑張りたいと思います。

衆参両厚生労働委員長と面会を終えて

事務局長 土田 仁

6月に当会とNPO法人東洋医療を考える会、そして大阪国民の会の3団体合わせて21,248筆の署名を海江田万里衆議院議員を通じて国会請願し、その後、国会で審議されるか厚生労働委員会で現在審査未了の状態です。請願を預かってる状態という事で、是非、国会で審議をして欲しい旨をお伝えすべく衆議院藤丸敏厚生労働委員長と本田顕子参議院厚生労働委員長に面談に行きました。清水一雄代表、清水鏡晴副代表、岩下幸卯理事、山口富靖監事、山西俊夫NPO法人東洋医療を考える会理事長、私、事務局長の土田の計6人で行って参りました。本田顕子参議院厚生労働委員長は不在だったため、政策担当秘書の関野様と面談をしてまいりました。説明していて感じた事はあはきが受けて来た誤解、そして権利の無さは実に多岐の分野にエスカレートしておりこのまま声を上げないともっと権利を奪われていくなと



思いました。そんな中、患者様で作る会であるNPO法人東洋医療を考える会の患者代表の山西俊夫理事長の発言は意味のある発言でした。私たちが運動を起こす時、訴える時はまず「患者様の声、国民の声」をまず第一に基本に考えないといけないなと思いました。正に署名とは単に名前を書いて送るものでは無いのだ、一人一人の声なんだという事の重みを改めて痛感しました。この事を旨に今後もあはきの理解と権利の拡大を目指し訴えていくつもりでございます。



NPO法人 東洋医療を考える会 第21回定期総会開催のお知らせ



令和7年11月23日(日) 13時30分より

会場 上原社会教育館 第1中学習室

小田急線代々木上原駅より5分

当日は安田節子先生をお招きし、「コロナワクチンの副反応と日本の現状について」をテーマにご講演いただきます。

大変貴重な機会ですので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

安田 節子先生 講演ご案内

(コロナワクチンの副反応と日本の現状について)



コロナ禍初期、日本人のワクチンの接種は他の先進国に比べ遅れ気味でしたが、追加接種においては驚異的な伸びを示しました。追加接種回数人口 100 人あたり世界平均は約 34 回 (2023 年 3 月時点) ですが日本は約 140 回接種を受けました。

安田節子先生は 2021 年 10 月発行の『いのちの講座』のなかで、コロナワクチン接種について独自の視点から語っています。

国はワクチン接種は個人の任意であるとしながらも、ワクチン接種証明書がない人は店舗への入店や会場の入場を制限し接種証明の提示を求めました。これは人権侵害であると警鐘を鳴らしていました。国とマスコミが煽った同調圧力による人権抑圧は果たして正当な行為だったのか。

安全性の臨床試験を 2 段跳びで簡略化した、リスクが高いワクチン接種で副反応を起こした重篤者と急死者及びワクチン後遺症で今も苦しむ患者について国の救済処置はどの程度進んでいるのか？

ワクチン接種をしてもコロナに感染するし他者にも感染させる。ワクチン接種後抗体は 3 ヶ月で急減するのが分かっていたのに、副反応が大きいワクチンを半強制的に打たせた背景についても安田先生のご意見を伺ってみたいと思います。私たちの国や製薬会社に対する信頼が揺らいでいるなか真相を知りたい方はご参加下さい。(記 松本)

講演日時

日時：令和 7 年 11 月 23 日 15:00～16:30 (質疑応答時間を含む)

場所：渋谷区上原 3-13-8 上原社会教育館 1 階第 1 中学習室

TEL: 03-3481-0301



「東洋医療を利用しやすい制度に」母親大会で訴える

9月28日「第70回母親大会」が開催されました。私は「社会保障」の分科会に参加しました。

この分科会は150人が参加し、助言者は佐久大学の唐鎌直義先生でした。そこで「東洋医療を気軽に、健康保険で受けられるように」発言させていただきました。



まず、34年前に宇都宮の岸イヨさんが「鍼灸治療を健康保険で、安心して受けられるようにしよう」と裁判を起こし、私たちはその裁判を支援したことを話しました。

その裁判の公判では、金沢大学の井上英夫教授（現在は名誉教授）は陳述書を提出し、世界人権宣言や日本国憲法の立場から、国民の医療保障を見直すべきことを明らかにして、西洋医療でも東洋医療でも、希望する医療を選ぶことは国民の権利であることを明らかにしていただきました。

私は現在の矛盾の多くは営利第一主義の社会において、東洋医療への差別や偏見はまだありますが、今国民一人ひとりが主権者ですから、遠慮なくかかりたい医療を選ぶような制度にしていくことができることを話しました。

まわりの参加者は共感してくださいました。助言者の唐鎌先生は「東洋医療の効果は明らかになってきていますし、リハビリや社会復帰に等にも利用していくといいですね」とお話されていました。

*私たちはこれからもいろいろな団体や個人に働きかけ、東洋医療を正しく理解してもらい普及、発展につなげていきたいと思っています。

2025年10月11日 田中榮子



投稿／中野 郁雄様

令和 7 年度 東京都医療機関物価高騰緊急対策支援金について

申請期間が延長され、従前より交付額が増額しました。

都内に開設している施術所は支援金の申請が可能です。

(※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所に限る。)

申請方法が 2 種類あり、申請フォームが異なりますのでご注意ください。

交付額：光熱費/58,500 円

申請期間：令和 8 年 1 月 5 日 ～ 1 月 16 日まで

※書面申請の場合、web 事前申し込み:令和 7 年 11 月 4 日～11 月 28 日まで

① J グランツから申請する場合

令和 8 年 1 月 16 日締め切り(交付申請兼実績報告書提出期限)

申請フォームは令和 8 年 1 月 5 日(月)に掲載予定との情報あり。

※J グランツとは：デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。

J グランツから申請するには事前に G ビズ ID プライムを取得する必要があります。

G ビズ ID 申請フォームは下記リンクをご参照ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

② 書面申請の場合 ※書面申請の場合 web による事前申し込みが必要です。

web 事前申し込み：令和 7 年 11 月 28 日(金)締め切り

申請フォームは令和 7 年 11 月 4 日(火)に掲載予定との情報あり。

令和 8 年 1 月 16 日締め切り(交付申請兼実績報告書提出期限)

支援金に関するお問い合わせは下記の担当部署にご連絡ください。

なお、お問い合わせ時に東京都から郵送されたハガキが必要になるようですので、お手元にご準備の上お問い合わせください。

問い合わせ先

東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金事務局（受託者 株式会社阪急交通社）

電話番号：03-4487-4019（受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで）

Email：iryo-bukkar7@hei.hankyu.co.jp

URL → https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/h_gaiyou/iryo-bukka



施術者等向け総合ポータルサイトから引用

マイナ保険証の利用促進のための取り組みに対する協力金について

令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しております。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等において、オンライン資格確認（資格確認限定型）を導入し、運用開始日を入力のうえ、患者等の皆様に対して、マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施術所等に対し協力金（5万円）を支給することといたしました。

詳細は下記 URL からご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=omf_index

報告期日：R7年10月31日（※期間延長になりました）



事務局 電話受付時間変更のお知らせ

会員の皆様、日頃より大変お世話になっております。

事務局の受付業務でございますが、10月より下記の通りに変更させて頂きました。

尚、質問事項等につきましてはメールにてお問合せ頂きましたら翌日（休日の場合は休日明け）、追って返信いたします。

（代表メールアドレス：t-hoshinren@star.ocn.ne.jp）

ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

変更前

9時～18時



変更後

9時～16時



高齢者が都心に住む事について考える

松本泰司

デジタル化の速度が急すぎる。君は悪くない。社会に愛が足りないのが問題だ。

リベラル世代に自責はありません。全て社会が悪いのです。



スマホの位置情報の操作が分からないのよ。私は紙印刷でないとダメ、デジタル社会は温かみが無いと思うの！

私が勤める事業所は渋谷区にある。区内には高層マンションも多くそれらはセキュリティが厳重になっている。あるマンションはフロントの傍らの部屋番号を入力し来訪を告げ次にエレベーターホールへの扉を開く為に再度部屋番を入力する。

最寄りの階で利用者宅の入り口のインターフォン

を鳴らして漸く訪問ができる。住民の場合は磁気カードをかざして開錠する事が多い。認知機能低下で磁気カードの使い方が分からない高齢者は結果的に引きこもりになっている。

部屋は自動でロックされるので高齢者は部屋から出る事は可能だが外出から帰っても開錠出来ない。そうすると家族が高齢者の一人での外出を制限することになり、他者との付き合いは無くなり認知症が進行する。例えばケアマネが訪問して部屋番号を押しても、高齢者はオートロックの解除法が分からない。ロックが解除しないので帰るしかない。

高齢者の認知機能の低下は様々であり、実情を知らない人は高齢者は都会に住む事で街中の刺激を受けられるから都会生活は認知機能維持に繋がると言うが、その方は現在の渋谷の状況をご存じない。

表参道に近い神宮前近辺を歩いている人の殆どは日本語の通じない外人である。中国・東南アジア系、白人黒人。店はインバウンド目当てのカフェやクレープ屋、スイーツ店やブランドショップばかりで、生活者に必要な八百屋、肉屋、スーパーがない。運転が出来ない高齢者は買い物難民になっている。

先日宮下公園近くの明治通りに面したビル8階に住む高齢者夫婦を訪問した。夫は買い物が不便で困るという。近くにはコンビニしかない。その人は1~7階はテナントに貸している。8階も賃貸にして夫婦で都下に引っ越した方が住み易いと思うのだが、余計な事を言うと問題になるので黙っていた。

都会のライフスタイルは高齢者に合わない。現金での買い物を拒否する店もある。クレジットやデビットカード、paypay払いでないと買い物が出来ない。スーパーもセルフレジが増えてきて高齢者はその使い方が分からない。先日セルフレジで高齢者が購入品にバーコードリーダーを何度もかざしている。バーコードリーダーをかざす前にディスプレイの開始をタッチしないと清算に進まず長い列が出来る。

店員は近くにいないし居ても片言外人だ。待っている客は買ったアイスが溶けるだろう。後列の客が困っている高齢者を助けないと店の運営が成り立たない状況は、企業の人件費削減は利用客の善意でまかなう設定になっているのだろうか。高齢者は自分のせいで後ろに行列が出来ているので焦りを感じる。

その焦燥感の反映で私はハラハラし、店に替わって『申し訳ございません』と謝りそうになる。若年労働者が足りないのは分かるがこの寒々しい流れは何処に行きつくのだろう。

銀行は店舗もATMも減りインターネットバンキングになってきた。ログインID、暗証番号の入力、セキュリティ強化の為の2次認証手順に高齢者はついていけない。合理化と効率化と安全性確保を両立させるには、高齢者がデジタル機器操作に慣れる事が必要だが、高齢者は新しい事が習得できない。

高齢者が自分の目で見えて食品を買い現金で支払いをする。分からない時は店内の日本語の通じる従業員に不明な点を聞いて、安心して買い物が出来るこれ迄の暮らしが都会では難しくなっている。

野外パーティー マッサージボランティア参加者募集！

日時：11月3日（月・祝）※雨天中止

9：30～15：00（途中参加大歓迎！）

＊ボランティア日当及び交通費支給します＊

希望者は事務局(TEL：03-3299-5276)まで

会場：稲田公園（川崎市多摩区菅稲田堤 2-9-1）

最寄り駅：JR 南武線稲田堤駅徒歩約7分

又は京王線稲田堤駅、北口 多摩川方面



一般社団法人鍼灸マッサージ師会から「マッサージコーナー」を出店します。昨年は雨天のため中止となりましたが、毎年多くの親子連れや地元のお年寄りなどが来場されます。

当日は多数のイベントや模擬店も出店し、なかでも杵つき餅は早々に売り切れてしまうほど！人気の杵つき餅で力をつけて体験マッサージを行うのが恒例です。

また「NPO 法人 東洋医療を考える会」で取り組んでいる署名活動も同時に行います。

皆様のご参加をお待ちしております！



【海江田万里の政経ダイアリー】2025. 9. 30号

★トランプ関税への対応を急げ

自動車や鉄鋼などに対する米国の追加関税は、今年7月の日米合意、9月の文書署名を経て決着しました。自動車への関税が27.5%から15%へ引き下げられ、従来の関税率が15%以上の品目には新たな上乗せがないことも盛り込まれるなど一定の成果が得られたと評価する声もあります。

日米貿易協定については2019年に国会で承認されています。当時の政府答弁は、「自動車や関連部品について関税を撤廃する。そこに向けて両国政府で話し合う」というものでした。しかし現実には追加関税が課せられ、政府答弁と矛盾する事態に陥っています。2019年当時もトランプ大統領と合意したわけですから、今回の交渉は日米貿易協定の違反である可能性が大きいにもかかわらず日本政府は国会で「整合性について重大な懸念を持っている」と答弁するにとどまり、「日米貿易協定違反だ」と最後の最後まで断言できなかったことは、スタート時から米国の言いなりの交渉であった証しです。

今回の決着をうけて国内経済に対する影響緩和のための対策もあらためて万全にしていかなければなりません。早期かつ正確な情報提供、中小零細企業の資金繰り支援は、国会でも政府の前向きな答弁があったところであり、引き続き徹底を求めたいと思います。

関税実務の業務プロセスやオペレーションの課題にも向き合う必要があります。例えば食料品の缶詰がアルミ製である場合、誰が、どの国で精錬し、どの国で製造し、アルミ部分に限った重量がどのくらいで、ということを明らかにする作業や査定のやり直しが追加されることになります。他にも中古エンジンの場合、中古であるため品目や材料など皆目見当がつけられず書類に記入できなくなる事態も起こり得ます。税率が決着してもなお、具体的な企業実務は手探り状態になると想定されます。これに対して正確な情報提供のみならず、企業に寄り添った支援を行うことが必要です。

関税コストを誰が負うかとの問題も残されています。一般的には輸入側である米国現地企業が関税を負担しますが、貿易量が減ってしまうから輸出側である日本企業に負担を強要し、値引きを要求されることも予測されます。こうした価格転嫁については、国内の取引では、企業規模や業界ごとに下請Gメン、トラックGメン、建設Gメン等々が配置されていますが、輸出入に関する価格転嫁を見張る人はいません。経産省が米国通商代表部(USTR)に働きかけるなどして、適切な価格転嫁のための枠組みを作ることが有効です。

誰が総理になっても一日も早く、国会を召集してこれらの課題に対応すべきです。

海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R07 年 10 月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切 申請業務
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	スポーツの日
14	火	
15	水	
16	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	NPO 理事会(10:00~12:00) 理事会(13:30~15:00)
20	月	事務局会議(10:30~12:00) ウーベル保険 R7 年 11 月加入申し込み締め切り
21	火	
22	水	
23	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00)
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	支給明細などの発送
30	木	
31	金	療養費の振り込み

R07 年 11 月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切 文化の日 野外パーティー(9:30~15:00) 場所: 稲田堤 稲田公園
4	火	申請業務
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
10	月	事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30) ウーベル保険 R7 年 12 月加入申し込み締め切り
21	金	
22	土	
23	日	NPO 理事会(10:00~12:00) NPO 第 21 回総会(13:30~15:00) 安田節子先生 特別講演 (15:00~16:30) 場所: 上原社会教育館
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送
28	金	療養費の振り込み
29	土	
30	日	

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会